

土壌汚染の数値基準

特定有害物の種類	土壌基準	
	溶出量基準 注 1) (mg/l)	含有量基準 注 2) (mg/kg)
四塩化炭素	0.002 以下	—
1・2-ジクロロエタン	0.004 以下	—
1・1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—
1・2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—
1・3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—
ジクロロメタン	0.02 以下	—
トリクロロエチレン	0.01 以下	—
1・1・1-トリクロロエタン	1 以下	—
1・1・2-トリクロロエタン	0.006 以下	—
テトラクロロエチレン	0.01 以下	—
ベンゼン	0.01 以下	—
カドミウム及びその化合物	0.003 以下	45 以下
六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下
シアン化合物	不検出	遊離シアン:50 以下
水銀及びその化合物	水銀:0.0005 以下 アルキル水銀:不検出	水銀:15 以下
セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下
鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下
砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下
ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4000 以下
ほう素及びその化合物	1 以下	4000 以下
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	不検出	—
チウラム	0.006 以下	—
シマジン	0.003 以下	—
チオベンカルブ	0.02 以下	—
有機りん化合物	不検出	—
クロロエチレン	0.002 以下	—
1・4-ジオキサン	0.05 以下	—

注 1) 土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件 環境省告示第 18 号 (平成 15 年 3 月 6 日) により測定したものの。

注 2) 土壌含有量調査に係る測定方法を定める件 環境省告示第 19 号 (平成 15 年 3 月 6 日) により測定したものの。